

第21回大分市自治基本条例検討委員会

平成23年6月8日(水)午前10時から
コンパルホール3階 多目的ホール

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

(1) 市民意見交換会等の意見に係る考え方について

(第3回部会代表者会議で整理を行った論点について)

(2) その他

(仮称)大分市まちづくり自治基本条例(素案)の論点について

1. 「自治」と「まちづくり」について

目的、基本理念、基本原則

・【資料1】目的並びに基本理念及び基本原則の調整案について

(第14回理念部会(H23.4.20)での検討結果)

(結果)これで全体会に諮ってよいが、「まちづくり」について共通理解を得た上で、逐条解説等で定義付けを行うかどうか、ということについて議論を行う。

前文

・【資料2】理念部会における前文の検討経緯

(結果)理念部会での検討経過を踏まえた上で、再度全体会で意見交換を行う。

2. 「人権の尊重」について

・【資料3】

(結果)「第31条 多様な文化の尊重等」で取り扱うのは場面が違う。したがって、第5条の中で「人として」若しくは「人間として」という表現で再整理をして、全体会に諮る。

3. 委員からの提案事項について

条例の目指す方向

・【資料4】

前文について

・【資料4】

都市内分権について

・【資料4】

(結果) ~ について、全体会で議論する場面を設ける。

4. 条例の名称について

・市民意見交換会やパブリックコメントでの意見

(結果)「(仮称)大分市まちづくり自治基本条例」を議論のベースとして、名称について全体会で検討する。

5. 市民への広報について（市民意見交換会、シンポジウムなど）

・【資料5】

市報での掲載、市民意見交換会、パブリックコメント、シンポジウム
（結果）この案で全体会に諮る。

6. 第7条のタイトル「議会の基本的役割等」を「議会の基本的役割と責務」
にすることについて

（結果）議会に依頼する。

7. その他

スケジュール

平成23年度中の制定を目指す。

逐条解説の作成

事務局で作業を進める。

（結果）特に意見なし。

目的並びに基本理念及び基本原則の調整案について

平成23年3月29日の全体会において、他部会委員より指摘のあった、「『(仮称)大分市まちづくり自治基本条例』は、目的から、基本理念、基本原則への流れがわかりにくいことから、他市(札幌市)の条例を参考に見直しをしてはどうか」という意見について。

1. 札幌市自治基本条例との比較

大分市、札幌市ともに、「市民が主体となり、自治を基本としてまちづくりを行うという方向性を謳う」点は同じであるが、大分市の条文は、「自治の実現」が目的であるのにも関わらず、「『まちづくり』を行うことを『自治』の基本理念とする」など、「自治」と「まちづくり」の関係がわかりにくくなっている部分があると考えられる。そこで、現行案と調整案を以下に比較して記す。

現行案

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民参画その他の自治の基本となる事項を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第3条 本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主権によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

(基本原則)

第4条 本市は、次に掲げる事項を基本原則として自治を進めるものとする。

(1)市民総参加の原則

全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。

(2)情報共有の原則

まちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。

(3)協働の原則

市民、議会及び市長等が、協働によりまちづくりに取り組むこと。

以下、黒枠は現行案のまま、赤枠は調整した箇所があることを示す。

2. 条文の調整案について

(目的 調整案)

第1条 この条例は、本市における自治の**基本理念及び**基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民参画その他の自治**まちづくり**の基本となる事項を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。

自治の「基本理念」及び「基本原則」に、よりスムーズにつながるようにするために、「目的」の「明らかにするもの」に両方を併記するように戻した。また、「まちづくり」を1箇所入れることにより、条文の構成として3条、4条に流れるようにした。

(基本理念 調整案)

第3条 本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主体によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

目的の見直しにより、文章としての流れが良くなったと考えられたことから、そのままとした。

(基本原則 調整案)

第4条 本市は、次に掲げる事項を**自治**の基本原則として**自治まちづくりを進める**行うものとする。

(1)市民総参加の原則

全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。

(2)情報共有の原則

まちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。

(3)協働の原則

市民、議会及び市長等が、協働によりまちづくりに取り組むこと。

「目的」の表現に合わせるとともに、「自治」の基本原則（ルール）を基礎としてまちづくりを行うように「自治」と「まちづくり」の関係を整理した。

考え方：「まちづくり」という表現を使わずに基本理念、基本原則を表現することは困難であることから、目的の考え方を「まちづくりを行う取組みが進むことにより、市民主体による自治の実現が図られる」ものであると整理した。

理念部会における前文の検討経緯

他市町村の事例で「定型的なサンプルとして参考となるもの」がないかを検証したが、项目的な類似点は見られるものの、定型パターンは無かった

部会員それぞれで案を作成して持ち寄り協議することを決定

案を作る際の基本的なコンセプト 市民がこの前文を見て、大分市及びこの条例に興味を持つようなものにしたい

...その後、「条例の導入部」として捉えるように変化

- < 委員意見（前文に必要なもの抜粋） >
- ・大分市の魅力が謳われるべき ・「この条例を制定する」という大分市民の覚悟を述べる必要がある
 - ・あまり押し付けがましいものではない ・社会人としての義務感が滲み出るような文章が良い
 - ・ふるさと大分を守るために条例を制定して、その下、大分を守るのだという感じを出したい
 - ・歴史や風土の関係の中で地域の人は育つことから、こういうまちを作るんだという意識を謳いたい。
 - ・ですます調を使いたい ・「大分はこんなまちなんだ」という中身にしたい
 - ・「住むことが誇りに思えるまち」というのが良い・短い文章を皆で持ちあうと良い

議論を継続

意見を基に前文スタイルを規定

2. 前文作成にあたって定めたスタイル
- 文章は簡潔に短く
 - 市民が作る条例であることから、主語は「わたしたち大分市民」
 - 中学生が理解できるような文章
 - 以下の4段落で構成する
 - 第1段落 「大分市民のふるさと大分市への想い」
 - 第2段落 「大分市の優れた点」
 - 第3段落 「ふるさと大分市を未来へとつなげていく」
 - 第4段落 「市民が条例を作るという決意」
- 当初は3段落構成であったが、未来へ大分市を繋いでいくというイメージを取り入れ4段落構成とした。

スタイルを基に...

< 委員意見（前文の文章案抜粋） >

・わたしたちのふるさと大分市は歴史と文化の香りあふれる豊の国の中心に位置し、大分川、大野川に育まれて発展を続ける、緑豊かな産業集積都市である。 ・わたしたちのふるさと大分市は、猿で有名な高崎山、鎧が岳、樫の木山等、緑豊かな自然と、肥沃な土地をはぐくんだ大分川、大野川の二大河川に抱かれている。東北部に広がる海は、古来より海の道として多くの歴史を刻んで来た。 ・わたしたちのまち大分市は、豊後水道と別府湾、高崎山をはじめとする緑の山々、大分川、大野川の二大河川という、海、山、川の豊かな自然に恵まれ、遠く奈良時代に豊後国府が置かれて以来、東九州の要衝の地としてたゆみない発展を続けてきた。

・わたしたちは広く世界に目を開きつつ、先人たちの偉業を誇りとし、このまちを愛し、私たち一人ひとりの生きた証が、輝かしい未来につながっていることを信じている。 ・歴史と伝統、そして南蛮文化の吸収など進取の気風があいまって多彩な文化が生まれ、人々の心のよりどころとなっている。 ・わたしたちは、大分市民であることに限りない愛と誇りを抱いて生きている。 ・新産業都市建設を基軸に一層の発展を遂げた大分市は、政治、経済のみならず、情報、交通、流通、教育、文化、福祉などあらゆる機能が集積する東九州の中核都市として、また平和を希求し、諸外国との交流を進める国際交流都市として確たる地位を築き上げている。 16世紀ヨーロッパでは、「豊後」は九州を指し、「府内」は日本で最も有名な都市であった。

・先人の英知や努力によって築かれた歴史や文化を守り育てながら、夢と希望に満ちた未来を背負う次世代に、これらを継承してゆく責務がある。 ・先人の築いたまちを愛し、平和で幸福な生活をおくれるまちをつくり、未来につないでいく。

・多様化する時代の中での地方自治は、私達が自治の主体として自覚をあらたにすることである。 ・わたしたちは、市民総参加のまちづくりに向けて大分市の自治の最高規範として、この条例を制定する。 ・わたしたち大分市民は協働と互恵の精神に基づき、英知を結集し、それぞれの責任のもとに役割を分担して、このまちを次の世代に確実に引き継いでいくため、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、ここに大分市自治基本条例を制定する。 ・わたしたち大分市民は、先人から受け継いできた大分のまちをさらに飛躍させるために、議会、行政と手を携え、愛するふるさと大分を支える市民としての誇りと責任感を自覚し、協働と地域主権の時代を担う活力あるまちをめざし、ここに大分市自治基本条例を制定する。 ・これからも豊の国の民として、一人ひとりが自然を大切に、多くの方々と交流し、住みよい大分市を築く責任を感じ、平和で幸福な暮らしが出来るよう、力を合わせ助け合うことを誓い、子孫繁栄の道しるべとして、この自治基本条例を制定する。

上記意見を基に...

< 現状前文案 >

わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。

わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い、そのための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市まちづくり自治基本条例を制定します。

「人権の尊重」について

< 第 3 章 市民、議会及び市長等の役割等 >

第 1 節 市民

(市民の権利)

第 5 条 市民は、すべて(人 or 個人 or 人間)として尊重され、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。

- 2 市民は、公正な行政サービスを受けることができる。
- 3 市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。
- 4 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。
- 5 子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。

~ 「人権」の記述を加えることについて、これまでの検討の経過 ~

選択肢として、

- ・前文に盛り込む
- ・第 5 条(市民の権利)に加える
- ・多様な文化の尊重の条に加える。
- ・新たな 1 条を立てる。

などの案を検討しましたが、最もバランスが良く、前後のつながりが保たれるのは、上記の箇所(第 5 条第 1 項)ではないかとのご意見を、部会代表者会議にていただきました。

また、文面については、「個人として」という表現にすると、いわゆる個人主義を助長するようなニュアンスに受け取られるおそれもあることから、「人として」、「人間として」などの表現で検討してはどうかとのご意見をいただいたところです。

条例の目指す方向

住民自治（地域民主主義・自治体デモクラシー）の深化

- * 住民参加条例（主権在市民、住民は行政の客体以前に自治の主体である）
- * パブリック・コメント手続条例（意見の反映を保障）
- * 住民投票条例（常設型が基本であるが乱用はさせない）
- * オンブズ条例（組織や事業の仕組み・市民の立場に立った指導監査）
- * 是正請求手続条例（双方向のまちづくり）
- * 情報公開条例（情報公開のあり方：必要なときに必要な情報を！）
- * 個人情報保護条例（市民の立場になった条例になっているか？）

個性あるまちづくり創造

- * 地域内分権の実行（地域まちづくり条例）
 - * 産業の活性化と労働人口の定着（産業振興条例）
 - * 文化・スポーツを生かしたまちづくり（文化振興条例）
 - * こども条例（家庭と地域で育む力を養う）
- （環境美化・ポイ捨て条例 etc・・・）

分権改革の更なる展開（画一的な地方自治制度の呪縛からの脱却、必置規制の緩和）

- * 財政健全化条例（一括交付金の使い方、起債のあり方と制限、財政健全化対策）
- * 行政手続条例（公正の確保と透明性の向上）
- * 公契約条例（品質・労働の安定化）
- * 政策評価条例
- * 公益通報条例

議会改革と活性化

- * 議会基本条例（二元代表制の定着化）
- * 議会活動条例（議会としての主体的活動や運営のあり方）

<まとめ>

このまちに暮す人々みずからが制定した自主憲法にするために、一人でも多くの市民がその制定過程に積極的に参加し、市民と行政がこれまでに営々と積み上げてきた自治の実績を着実に踏まえつつ、大分市の自治を誇らしく謳いあげるような条例を目指す。

前文について

大分市の歴史、文化、産業、自然等について前文で触れ、それらを守り継承していく旨の規定をするべきではないと考える。なぜならば、本条例は、住民自治の確立のために市民から信託を受けた市政運営や議会運営等について必要な原則、制度について定めるものであるため、それらの規定や言い回しはしないほうがよい。

都市内分権について

現在社会のなかで、地域が作り出している環境を見てみると、市民の地域への帰属意識の希薄化が進み、地域での活動が困難になることが予想される。また、住民ニーズの多様化から、地方自治体はその全てに的確に応えることが難しくなっており、公共サービスの全てを行政が担うという従来からの認識の転換が求められている。このため、地域においても行政においても、従来からの仕組みを転換すべき時期を迎えつつあると言える。

その一方で、地域における防犯への取り組みや清掃活動など、既存の住民自治組織の枠組みを超えて地域課題に取り組む動きも出てきており、個々の意欲と能力を生かした NPO やボランティア団体の活動も徐々に成長してきている。これらの活動が活発になることによって、それぞれの地域での住民ニーズにマッチした公共サービスが、迅速かつ適切に提供されることが期待できる。

また、地域における公共サービスは、市民または行政のどちらかが一方的に担うものではなく、市民と行政において適切に役割を分担するべきであり、市民の公益的活動に対して、行政は積極的に支援すべきであると考えます。

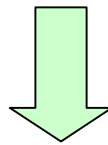
地域の課題を迅速かつ効果的に解決していくためには、既存の枠組みを超えた新たな住民自治組織を設置し、その活動を行政が積極的に支援していくシステムを構築することが必要である。

市民は、単に行政サービスの受益者という立場だけでなく、住民自治の基本理念のもと、自らの果たすべき役割を再認識し、自治の担い手として行政や地域のまちづくりに積極的に参画していく時期にきている。

市民への広報について

検討委員会等での意見

- ・シンポジウム、タウンミーティング等のスケジュールを考えて欲しい。
- ・市民の意見と委員の意見が噛み合っていない。
- ・市民の意見に対し事務局が回答するのはおかしい。
- ・Q & Aの議論がされていない。
- ・自治委員が中心だったので、多くの市民に参加して欲しい。
- ・アンケートの内容がよくない。手順も含め検討委員会で議論すべき。
- ・市民意見交換会に対する十分な準備が必要である。



これらの意見を踏まえ対応策を検討する

対応策 1) 市報での広報

- ・可能な限り検討状況や条例（素案）の内容を市報に掲載する。

対応策 2) 市民意見交換会の準備

- ・検討委員会での協議が整った後に市民意見交換会を開催する。

対応策 3) 市民意見交換会（2回目）の開催

- ・本庁（コンパルホール）、鶴崎市民行政センター、植田市民行政センターの3箇所で、全委員出席の市民意見交換会を開催する。

対応策 4) パブリックコメント（2回目）の実施

- ・市民意見交換会と同時期にパブリックコメントを実施する。

対応策 5) シンポジウムの開催

- ・条例制定後に周知を含めて開催する。